

令和3年3月12日

保護者の皆様へ

通級指導教室のご案内

日進西中学校長

平山 雅之

春暖の候、日頃は日進西中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。学校は、子どもたち一人一人が自分の良さを発揮し、生き生きと過ごすところです。しかし、人によって成長の歩みは違い、何かの理由で力が発揮できなかつたり、うまくいかないことが多かつたりする子どもたちもいます。そういった子どもたちを支援するため、令和3年度から日進西中学校に「通級指導教室」が設置されることになりましたので、ご案内致します。

通級指導教室では、障害に応じた特別な指導を行うことを通して、不安や緊張を緩和し、障害の状態の改善又は克服を図っていきます。通級指導教室の対象生徒については、学校教育法施行規則第140条（裏面参照）にありますのでご確認ください。

以下、通級指導教室に関するご案内をお読みいただき、通級指導教室での指導を希望される場合は、担任または特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

■通級指導教室とは

通常学級に在籍している軽度の障害のある生徒に対して、各教科の指導を通常学級で行いながら、障害に応じた特別な指導を特別な場で行う指導の仕方です。

■通級指導教室での指導時間

週2時間程度（相談の上、決定していきます。）

■通級指導教室での指導内容の例

- ・言語障害があり、読むことや発表することが苦手な生徒
→音読の練習をしたり、発表する内容を考えて発表する練習をしたりする。
- ・学習障害があり、計算することが苦手な生徒
→筆算の際にマス目のあるノートを使ったり、記号を用いて手順を示したりする。
- ・情緒障害があり、特定の場面で自分の考えをうまく言葉で伝えられない生徒
→コミュニケーションや自己理解を促す指導を行う。

【通級指導教室に関するお問い合わせ】

日進西中学校 特別支援教育コーディネーター

主幹教諭 大河内 信博

【学校教育法施行規則 第140条】

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）及び第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが
適当なもの